

# 平成 23 年度決算に基づく 加賀市の健全化判断比率等

## 目次

- ・ 総括 . . . . 1
- ・ 実質赤字比率 . . . . 3
- ・ 連結実質赤字比率 . . . . 5
- ・ 実質公債費比率 . . . . 7
- ・ 将来負担比率 . . . . 9
- ・ 資金不足比率 . . . . 11

# 総 括

## 1. 健全化判断比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、地方公共団体が財政の早期健全化や財政の再生などを図るための計画を作成する基準となる健全化判断比率については次のとおりです。

### (1) 実質赤字比率・連結実質赤字比率

一般会計の赤字の度合いを表す「実質赤字比率」と、全会計を通じた赤字の度合いを表す「連結実質赤字比率」は、ともに黒字であるために、算出されていません。（黒字比率としては実質赤字比率で8.04%、連結赤字比率で23.75%となっています。）

### (2) 実質公債費比率

一般会計の公債費（借金返済）や特別会計への公債費繰出（特別会計の借金返済に対する一般会計負担）など、一般会計の実質的な借金返済の負担の度合いを表す「実質公債費比率」は、11.8%で、前年度から1.6ポイント減少しています。これは、加賀美化センター建設時の借入金の返済が平成22年度までで終了したことにより前年比較で公債費が減少したこと、公債費における交付税措置の割合が増加したこと、公債費に係る実質負担（比率の算定における分子）が減少したことによるものです。

### (3) 将来負担比率

一般会計の実質的な負債の度合いを表す「将来負担比率」は、90.1%で、前年度から9.9ポイント減少しています。これは、市の借金である市債の残高における交付税措置の割合が増加したこと、市の貯金である財政調整基金や減債基金の積み増しにより基金残高が増加したこと、定員管理計画に基づく職員数の減少により退職手当支給額が減少したこと等から、将来負担（比率の算定における分子）が減少したことによるものです。

### (4) むすび

法の規定により、財政健全化計画の作成が義務付けられる「早期健全化基準」は、本市の場合、「実質赤字比率」で12.59%、「連結実質赤字比率」で17.59%、「実質公債費比率」で25.0%、「将来負担比率」で350.0%となっており、いずれの指標も「早期健全化基準」を下回り、「健全ゾーン」に位置しています。

## 年度別健全化判断比率の状況

区分	算定値		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実質赤字比率	— %	— %	— %
（参考）黒字比率	6.86 %	9.58 %	8.04 %
連結実質赤字比率	— %	— %	— %
（参考）黒字比率	18.20 %	21.87 %	23.75 %
実質公債費比率	14.5 %	13.4 %	11.8 %
将来負担比率	108.7 %	100.0 %	90.1 %

早期健全化基準	財政再生基準
12.59 %	20.00 %
17.59 %	30.00 %
25.0 %	35.0 %
350.0 %	

（注1）「—」%は、実質赤字又は連結実質赤字がないことを表しています。

（注2）実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準については自治体ごとの財政規模に応じて変動します。

## 2. 資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づき、公営企業を経営する地方公共団体が、財政の経営健全化を図るための計画を作成する基準となる「資金不足比率」については、下水道事業特別会計、土地区画整理事業特別会計、病院事業会計、水道事業会計の4つの公営企業会計で資金不足が生じていないため、算定されていません。

(剰余比率としては、下水道事業特別会計で0.00%、土地区画整理事業特別会計で0.00%、病院事業会計で27.69%、水道事業会計で33.90%となっています。)

### 年度別資金不足比率の状況

区分		算定値			経営健全化基準
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	
資金不足比率	下水道事業特別会計	— %	— %	— %	20.0 %
	(参考) 剰余比率	0.11 %	0.01 %	0.00 %	
	土地区画整理事業特別会計	— %	— %	— %	20.0 %
	(参考) 剰余比率	0.00 %	0.00 %	0.00 %	
	病院事業会計	— %	— %	— %	20.0 %
	(参考) 剰余比率	23.96 %	23.37 %	27.69 %	
	水道事業会計	— %	— %	— %	20.0 %
	(参考) 剰余比率	29.54 %	32.00 %	33.90 %	

(注3) 「—」%は資金不足がないことを表しています。

# 実質赤字比率

## ・実質赤字比率

地方自治体において、行政を運営するうえで最も基本となる経費を扱う「一般会計」における、実質赤字の標準財政規模に占める割合です。①により算出されます。

実質赤字比率	＝	$\frac{\text{一般会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$	①
--------	---	---	---

## 1. 分子

平成23年度の加賀市の一般会計の実質赤字の額（分子）は下記により算出されます。（表1）

**表1 平成23年度決算による実質赤字の額**

（単位：千円）

歳入決算額 (A)	歳出決算額 (B)	形式収支 (C) (A) - (B)	翌年度へ繰越す財源 (D)	実質収支額 (E) (C) - (D)
31,944,237	30,456,098	1,488,139	34,507	<b>1,453,632</b>

自治体に一年間に入ってきたお金と、出ていったお金の単純な差引きを形式収支といい、形式収支からなんらかの理由で年度内に支出を終えることができず、翌年度に繰り越して使うことになったお金を差し引いたものが実質収支とよばれます。この実質収支がプラスの場合は黒字、マイナスの場合は赤字が発生しているということになります。

平成23年度決算に基づく、加賀市の実質収支額は1,453,632千円（黒字）です。

## 2. 分母

標準財政規模とは、地方自治体の自由に使えるお金（一般財源）の標準的大きさを示す指標です。【標準税収入額等 + 普通交付税額 + 臨時財政対策債発行可能額】で算出されます。（表2）

**表2 平成23年度決算による標準財政規模の額**

（単位：千円）

項目	標準税収入額等 (A)	普通交付税額 (B)	臨時財政対策債発行可能額 (C)	標準財政規模 (A) + (B) + (C)
	10,070,389	6,620,937	1,381,780	<b>18,073,106</b>

標準税収入額等とは標準税率により計算した地方税及び地方譲与税、交付金等の収入見込額の理論値をいいます。これに自治体間の財源の不均衡を調整する機能を持ち、国が徴収した税の一定割地方に配分する地方交付税のうち普通交付税と、後年度の返済額全額が普通交付税措置される、実質的な普通交付税である臨時財政対策債の発行可能額を加えたものが標準財政規模となります。

### 3. 実質赤字比率

以上から、平成23年度決算に基づく加賀市の実質赤字比率が算出されます。（表3）

表3 平成23年度決算による実質赤字比率

実質赤字比率	⇒	$\frac{1,453,632 \text{千円 (黒字)}}{18,073,106 \text{千円}}$	⇒	△8.04%
--------	---	---	---	--------

区分	平成23年度決算による 加賀市の比率	早期健全化基準 (加賀市の場合)	財政再生基準
実質赤字比率	－ %	12.59 %	20.00 %

平成23年度決算に基づく、加賀市の実質赤字額は1,453,632千円（黒字）であるために実質赤字比率はマイナスの値（△8.04%）となります。比率がマイナスの場合は赤字が発生していないということになり、表記上「－」として表されます。

**平成23年度決算に基づく加賀市の実質赤字比率は「－ %」であり、早期健全化基準及び財政再生基準を下回っています。**

# 連結実質赤字比率

## ・連結実質赤字比率

地方自治体において基本となる行政サービスを行う一般会計だけでなく、国民健康保険や介護保険などの特別会計及び、病院や下水道などの公営企業会計も含めて計算した実質赤字額の標準財政規模に占める割合です。①により算出されます。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \quad \text{①}$$

## 1. 分子

平成23年度の加賀市の連結実質赤字額は下記により算出されます。（表1）

表1 平成23年度決算による連結実質赤字の額

（単位：千円）

項目	歳入決算額 (A)	歳出決算額 (B)	形式収支 (C) ( (A) - (B) )	翌年度へ繰越す財源 (D)	実質収支額 (E) ( (C) - (D) )
一般会計	31,944,237	30,456,098	1,488,139	34,507	1,453,632
国民健康保険特別会計	9,456,107	9,060,796	395,311	—	395,311
後期高齢者医療特別会計	737,624	734,820	2,804	—	2,804
介護保険特別会計	5,876,131	5,864,994	11,137	3,872	7,265

項目	歳入決算額 (A)	歳出決算額 (B)	翌年度へ繰越す財源 (C)	(※注1) 建設改良費等以外の経費のために起こした地方債残高 (D)	資金不足又は剰余額 (E) ( (A) - (B) - (C) - (D) )
下水道事業特別会計	2,707,734	2,707,571	157	—	6

項目	歳入決算額 (A)	歳出決算額 (B)	翌年度へ繰越す財源 (C)	(※注1) 建設改良費等以外の経費のために起こした地方債残高 (D)	今後の土地収入見込額 (E)	販売用土地の取得造成のために起こした地方債残高等 (F)	(※注2) 資金不足又は剰余額 (G)
土地区画整理事業特別会計	110,153	110,153	—	—	115,525	186,700	0

項目	流動資産及び(※注3) 控除額の合計 (A)	流動負債及び(※注4) 控除額の合計 (B)	(※注1) 建設改良費等以外の経費のために起こした地方債残高 (C)	資金不足又は剰余額 (D) ( (A) - (B) - (C) )
病院事業会計	2,049,871	394,048	—	1,655,823
水道事業会計	1,300,871	522,547	—	778,324

<b>連結実質収支額</b>	<b>4,293,165</b>
----------------	------------------

(※注1) 建設改良費等以外の経費のために起こした地方債とは、運転資金にあてるため起こした地方債です。退職手当債などが該当します。

(※注2) 土地区画整理事業会計における資金不足額又は剰余額  $\Rightarrow \alpha = (A) - (B) - (C) - (D) + (E)$

$$\begin{cases} \alpha < 0 \text{ のとき} & (G) = \alpha + \text{解消可能資金不足額 (ただし } (G) > 0 \text{ ならば } (G) = 0) \\ \alpha > 0 \text{ のとき} & (G) = \alpha - (F) \text{ (ただし } (G) < 0 \text{ ならば } (G) = 0) \end{cases}$$

(※注3) 流動資産からの控除額は(ア)建設改良費にあてる未払金及び一時借入金で、翌年度に地方債を起してその財源とするもの(イ)他会計との間のお金のやり取りで生じる重複額 となります。

(※注4) 流動負債からの控除額は(ア)年度内に支出が終わらずに翌年度に繰り越す財源

(イ) 他会計との間のお金のやり取りで生じる重複額 となります。

(※注) 公営企業会計においては、上記により算出した資金不足又は剰余額がマイナスの場合、解消可能資金不足額を合算することができます。

(平成23年度決算においては上記により算出した資金不足又は剰余額がプラスのため、解消可能資金不足額は合算していません。)

一般会計及び、公営企業会計を除いた特別会計（国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計）においては実質収支額、公営企業会計（下水道事業特別会計、土地区画整理事業会計、病院事業会計、水道事業会計）においては「資金不足又は剰余額」について合計した値が連結実質収支額となります。

連結実質収支額がプラスの場合は黒字、マイナスの場合は赤字が発生しているということになります。平成23年度決算に基づく、加賀市の連結実質収支額は4,293,165千円（黒字）です。

## 2. 分母

標準財政規模とは、地方自治体の自由に使えるお金（一般財源）の標準的大きさを示す指標であり、【標準税収入額等 + 普通交付税額 + 臨時財政対策債発行可能額】で算出されます。（表2）

表2 平成23年度決算による標準財政規模の額

（単位：千円）

項目	標準税収入額等 (A)	普通交付税額 (B)	臨時財政対策債発行可能額 (C)	標準財政規模 (A) + (B) + (C)
	10,070,389	6,620,937	1,381,780	18,073,106

## 3. 連結実質赤字比率

以上から、平成23年度決算に基づく加賀市の連結実質赤字比率が算出されます。（表3）

表3 平成23年度決算による実質赤字比率

連結実質赤字比率	⇒	$\frac{4,293,165 \text{千円 (黒字)}}{18,073,106 \text{千円}}$	⇒	△23.75%
----------	---	---	---	---------

区分	平成23年度決算による 加賀市の比率	早期健全化基準 (加賀市の場合)	財政再生基準
連結実質赤字比率	－ %	17.59 %	30.00 %

平成23年度決算に基づく、加賀市の連結実質赤字額は4,293,165千円（黒字）であるために連結実質赤字比率はマイナスの値（△23.75%）となります。

比率がマイナスの場合は赤字が発生していないということになり、表記上「－」として表されます。

平成23年度決算に基づく加賀市の連結実質赤字比率は「－ %」であり、早期健全化基準及び財政再生基準を下回っています。

# 実質公債費比率

## ・実質公債費比率

一般会計で借り入れた借金の返済だけでなく、水道や病院など公営企業会計で借り入れた借金の返済や、一部事務組合（複数の地方公共団体が事務を共同で処理するために組織した団体）等で借り入れた借金の返済、また債務負担行為（将来にわたる経費の支出についての約束）に基づく支出に対する負担なども加味して、そのすべての負担に賄われている一般財源が標準財政規模に占める割合です。①により算定されます。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模-償還金に係る基準財政需要額算入額}} \text{の3カ年平均} \text{①}$$

## 1. 分子

平成23年度決算に基づく加賀市の実質公債費比率の分子は下記により算出されます。（表1）

表1 平成23年度決算に基づく実質公債費比率分子について

（単位：千円）

項目		年度	21年度	22年度	23年度	内容説明
分子	①一般会計の元利償還金		4,423,947	4,131,297	3,669,400	<p>①一般会計で借り入れた借金の、元金及び利子の返済額（元利償還金）です。 ※繰上返済した額及び、借換債を財源として返済した額は除いています。</p> <p>②特別会計では利用料金等での独立採算が原則となっていますが、歳出の一部については、国の定める基準により一般会計の税金等で負担することになっています。各特別会計で借り入れた借金の元利償還金に対して、一般会計が負担した額です。</p> <p>③一部事務組合等が借り入れた借金の元利償還金について、一般会計が負担した額です。</p> <p>④借金返済ではありませんが、過去の約束に基づき支出するという点で借金返済と性格が似ています。社会福祉法人が施設整備のために借り入れたお金の返済に対する、市からの補助金などです。</p> <p>⑤一時借入金とは、自治体が現金の不足により必要経費の支払いが滞るのを防ぐために、一時的に銀行などから借り入れるお金のことを言います。長期的な計画に基づいた借金（地方債）とは区別されません。</p> <p>⑥ふるさと融資として、市が福祉施設に対して行った融資に対する返済額です。</p> <p>⑦公営住宅の管理費等（人件費、管理費、建設時の借金の元利償還金）には、完成した公営住宅の使用料の一部を充てていますが、公営住宅の元利償還金に充てたと認められる額です。</p> <p>⑧都市計画税収入のうち、都市計画事業に係る、元利償還金及び繰上金に充てたと認められる額です。</p> <p>⑨県からの償還費助成金である、合併特例交付金及び市町村振興助成金です。</p> <p>⑩元利償還金・準元利償還金は、国の定めにより返済額の一部が自治体の収入となる普通交付税の一部として措置されることになっており、この措置額です。</p>
	②公営企業債の元利償還金に対する負担額		1,269,188	1,294,143	1,332,411	
	うち水道事業会計分		53,505	53,484	55,000	
	うち病院事業会計分		483,146	487,270	484,570	
	うち下水道事業特別会計分		702,329	720,230	756,101	
	うち土地区画整理事業特別会計分		30,208	33,159	37,187	
	③組合等の起債の元利償還金に対する負担額（南加賀広域圏事務組合）		1,065	967	562	
	④債務負担行為に基づく支出額（公債費に準ずるもの）		82,193	69,221	50,811	
	うち国営土地改良事業分		29,811	17,523	-	
	うち社会福祉法人の施設建設分		52,382	51,698	50,811	
⑤一時借入金の利子		-	-	-		
分子から控除	⑥地方債を財源とする貸付金の元利償還金		△ 5,928	△ 5,928	△ 5,928	
	⑦公営住宅使用料		△ 52,984	△ 45,931	△ 47,187	
	⑧都市計画税充当可能額		△ 516,087	△ 524,603	△ 531,041	
	⑨県からの補助金		△ 69,058	△ 68,003	△ 67,468	
	⑩元利償還金・準元利償還金に対する基準財政需要額算入額		△ 3,120,771	△ 2,977,131	△ 2,869,337	
<b>合計額</b>			<b>2,011,565</b>	<b>1,874,032</b>	<b>1,532,223</b>	

## 2. 分母

標準財政規模から元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額を控除した額となります。（表2）

表2 平成23年度決算による実質公債費比率分母の額

（単位：千円）

項目	年度	21年度	22年度	23年度
標準税収入額等（A）		10,996,043	10,314,358	10,070,389
普通交付税額（B）		6,155,874	6,502,382	6,620,937
臨時財政対策債発行可能額（C）		1,036,089	1,681,337	1,381,780
標準財政規模（D）（（A）+（B）+（C））		18,188,006	18,498,077	18,073,106
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額（E）		△ 3,120,771	△ 2,977,131	△ 2,869,337
<b>合計額（D）+（E）</b>		<b>15,067,235</b>	<b>15,520,946</b>	<b>15,203,769</b>

## 3. 実質公債費比率

以上から、平成23年度決算に基づく加賀市の実質公債費比率が算出されます。（表3）

表3 平成23年度決算による実質公債費比率

実質公債費比率	⇒	$\frac{13.35 + 12.07 + 10.08}{3}$	=	11.8%
---------	---	-----------------------------------	---	-------

平成21年度	・・・	2,011,565	÷	15,067,235	⇒	13.35%
平成22年度	・・・	1,874,032	÷	15,520,946	⇒	12.07%
平成23年度	・・・	1,532,223	÷	15,203,769	⇒	10.08%

区分	平成23年度決算による 加賀市の比率
実質公債費比率	11.8 %

早期健全化基準	財政再生基準
25.0 %	35.0 %

平成23年度決算に基づく、加賀市の実質公債費比率は11.8%であり、早期健全化基準及び財政再生基準を下回っています。

# 将来負担比率

## ・将来負担比率

一般会計、特別会計及び一部事務組合等で借り入れた借金のほか、債務負担行為に基づく支出予定額や退職手当支給予定額、また設立した地方公社や第3セクター法人の負債額や債務保証額等について、一般会計が将来負担すると見込まれる額の標準財政規模に占める割合です。①により算定されます。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金} + \text{特定財源} + \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{償還金に係る基準財政需要額算入額}} \quad \text{①}$$

## 1. 分子

平成23年度の加賀市の将来負担比率の分子は下記により算出されます。（表1）

表1 加賀市の23年度決算による将来負担比率（分子）の額

		(単位：千)		
		項目	金額	内容説明
分子		①一般会計の地方債現在高	37,987,229	①一般会計で借り入れた借金の年度末における現在高です。
		②公営企業債現在高に対する一般会計負担見込額	17,549,720	②特別会計で借り入れた借金の元金の返済（元金償還金）について、今後一般会計が負担すると見込まれる額です。過去3年間の元金返済に対しての一般会計からのお金を充てた割合と、特別会計で借り入れた借金の年度末現在高から計算されます。
		うち水道事業会計分	638,082	③一部事務組合等で借り入れた借金の元金償還金について、今後一般会計が負担すると見込まれる額です。過去3年間の元金返済に対して、一般会計がお金を負担した割合と、一部事務組合等で借り入れた借金の年度末現在高から計算されます。
		うち病院事業会計分	3,437,371	
		うち下水道事業特別会計分	13,403,092	
		うち土地区画整理事業特別会計分	71,175	
		③一部事務組合等の起債現在高に対する一般会計負担見込額	4,000	
		④債務負担行為に基づく支出額（公債費に準ずるもの）	743,470	⑤年度末において、全ての職員が退職した場合に一般会計が負担すると見込まれる額です。
		うち土地開発公社からの土地の買戻し分	588,293	⑥土地開発公社が抱える負債のうち、一般会計が負担する見込額です。
		うち社会福祉法人の施設建設分	155,177	⑦石川県信用保証協会に対する損失補償債務のうち一般会計が負担する見込額です。
		⑤退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額	5,172,559	⑧市の貯金である財政調整基金や減債基金のほか、特定目的基金の一部も含めた基金の現在高です。
		⑥土地開発公社の負債のうち一般会計の負担見込額	0	⑨県からの償還費補助金である、合併特別交付金等や、債務負担行為に基づく支出の財源となる国庫補助金の今後の収入見込額です。
		⑦損失補償債務等のうち一般会計等の負担見込額	0	⑩ふるさと融資として、市が福祉施設に対して行った融資についての今後の返済見込額です。
		⑧地方債の償還額等に充当可能な基金	△ 4,562,091	⑪公営住宅の建設に伴い借り入れた借金の、元金償還金に今後充てると見込まれる公営住宅使用料の額です。公営住宅に関する借金の現在高と過去3年間の元金償還金に対して使用料を充てた割合から計算されます。
⑨国や県からの補助金	△ 171,478	⑫都市計画事業のために借り入れた借金の元金償還金について今後充てると見込まれる都市計画税の額です。都市計画事業に関する借金（特別会計で都市計画事業についての借り入れを行っている場合には、一般会計の負担見込額。以下同じ）の現在高と、過去3年間の都市計画事業、都市計画事業に関する借金に対して、充てる事が可能な都市計画税の額の割合から計算されます。		
⑩地方債を財源とする貸付金の償還金	△ 29,648	⑬社会福祉法人が施設整備のために借入れたお金の返済に対して市が補助していますが、今後の補助に対する納入金の見込み額です。		
⑪公営住宅使用料	△ 594,590	⑭①～③に関して、今後加賀市の収入となる普通交付税の一部として措置される額です。		
⑫都市計画税充当可能見込額	△ 5,713,783			
⑬債務負担行為に係る納入金	△ 5,247			
⑭地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額	△ 36,678,224			
		<b>分子の合計額</b>	<b>13,701,917</b>	

## 2. 分母

標準財政規模から元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額を控除した額となります。（表2）

表2 平成23年度決算による将来負担比率分母の額

（単位：千円）

項目	標準税収入額等 (A)	普通交付税額 (B)	臨時財政対策債発行可能額 (C)	標準財政規模 (D) (A) + (B) + (C)	元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 (E)	合計 (D) + (E)
	10,070,389	6,620,937	1,381,780	18,073,106	△ 2,869,337	15,203,769

## 3. 将来負担比率

以上から、平成23年度決算に基づく加賀市の将来負担比率が算出されます。（表3）

表3 平成23年度決算による将来負担比率

将来負担比率	⇒	$\frac{13,701,917 \text{千円}}{15,203,769 \text{千円}}$	=	90.1%
--------	---	---	---	-------

区分	平成23年度決算による加賀市の比率
将来負担比率	90.1 %

早期健全化基準	財政再生基準
350.0 %	— %

平成23年度決算に基づく、加賀市の将来負担比率は90.1%であり、早期健全化基準を下回っています。

# 資金不足比率

## ・資金不足比率

病院や下水道などの公営企業会計における資金不足又は剰余額の事業規模に占める割合です。①により算定されます。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足又は剰余額}}{\text{事業の規模}} \quad \text{①}$$

## 1. 分子

平成23年度の加賀市の資金不足又は剰余額は下記により算出されます。（表1）

表1 平成23年度決算による資金不足又は剰余額

（単位：千円）

項目	歳入決算額 (A)	歳出決算額 (B)	翌年度へ繰越す財源 (C)	建設改良費等以外の経費のために起こした地方債残高 (D)	資金不足又は剰余額 (E) (A) - (B) - (C) - (D)
下水道事業特別会計	2,707,734	2,707,571	157	-	6

項目	歳入決算額 (A)	歳出決算額 (B)	翌年度へ繰越す財源 (C)	建設改良費等以外の経費のために起こした地方債残高 (D)	今後の土地収入見込額 (E)	資金不足又は剰余額 (F)
土地区画整理事業特別会計	110,153	110,153	-	-	115,525	0

項目	流動資産及び控除額の合計 (A)	流動負債及び控除額の合計 (B)	建設改良費等以外の経費のために起こした地方債残高 (C)	資金不足又は剰余額 (D) (A) - (B) - (C)
病院事業会計	2,049,871	394,048	-	1,655,823
水道事業会計	1,300,871	522,547	-	778,324

## 2. 分母

事業の規模とは下記により算出されます。

【営業収益の額 + 指定管理者の利用料金収入の額 - 受託工事収益の額】（表2）

（土地区画整理事業特別会計においては【※注1 資本の額に相当する額 + ※注2 負債の額に相当する額】により算定されます。）

- ※注1 資本の額に相当する額 ……
- 建設改良費の財源に充てるために起こした地方債の現在高
  - 建設改良費の財源に充てるために起こした他会計借入金の現在高
- ※注2 負債の額に相当する額 ……
- 建設改良費以外の財源に充てるために起こした地方債の現在高
  - 建設改良費以外の財源に充てるために起こした他会計借入金の現在高
  - 実質赤字額

表2 平成23年度決算による事業の規模の額

（単位：千円）

項目	営業収益の額 (A)	指定管理者の利用料金収入の額 (B)	受託工事収益の額 (C)	事業の規模 (D) (A) + (B) - (C)
下水道事業特別会計	690,248	-	-	690,248
病院事業会計	3,893,930	2,085,923	-	5,979,853
水道事業会計	2,296,958	-	800	2,296,158

項目	資本の額 (A)	負債の額 (B)	事業の規模 (C) (A) - (B)
土地区画整理事業特別会計	186,700	-	186,700

### 3. 資金不足比率

以上から、平成23年度決算に基づく加賀市の資金不足比率が算出されます。（表3）

【分子】 ÷ 【分母】

下水道事業特別会計	・・・	6	÷	690,248	⇒	0%
土地区画整理事業特別会計	・・・	0	÷	186,700	⇒	0%
病院事業会計	・・・	1,655,823	÷	5,979,853	⇒	△27.69%
水道事業会計	・・・	778,324	÷	2,296,158	⇒	△33.90%

表3 平成23年度決算による資金不足比率

項 目	資 金 不 足 比 率	経 営 健 全 化 基 準
下 水 道 事 業 特 別 会 計	－ %	20.0%
土 地 区 画 整 理 事 業 特 別 会 計	－ %	20.0%
病 院 事 業 会 計	－ %	20.0%
水 道 事 業 会 計	－ %	20.0%

比率がマイナスもしくは0の場合は資金不足が発生していないということになり、表記上「－」として表されます。

平成23年度決算に基づく公営企業資金不足比率は下水道事業特別会計、土地区画整理事業特別会計、病院事業会計、水道事業会計において「－ %」となり、経営健全化基準を下回っています。